

(平成26年12月22日付けの「拒絶査定」に対する反論である)  
平成27年3月13日発送の「審判請求書」要旨

【審判請求書の構成】	審判請求書の頁
1.手続きの経緯	1頁
2.拒絶査定の要点	2頁
(a) (b) (b)	
3.立証の趣旨	2頁～3頁
4.本願請求が特許されるべき理由	3頁～27頁
(1) 本願請求項に係る発明が根拠とする自然現象	3頁～12頁
(イ) 上流や中流の岸辺の自然	3頁～4頁
(ロ) 上流や中流のコンクリート護岸	4頁～6頁
(ハ) 河川上流中流の石や岩 (その1)	6頁～8頁
(ニ) 河川上流中流の石や岩 (その2)	8頁～9頁
(ホ) 河川上流中流の石や岩 (その3)	9頁～10頁
(ヘ) 河川上流中流の石や岩 (その4)	10頁～12頁
(2) 拒絶査定理由1に対する反論	12頁～20頁
(イ) 本願請求項1に係る発明の根拠	12頁～13頁
(ロ) 本願請求項1に係る発明	13頁～14頁
(ハ) 本願請求項1に係る発明における石や岩の大きさ	14頁～16頁
(ニ) 特許図書館での検索	16頁～20頁
(3) 拒絶査定理由2に対する反論	20頁～27頁
(イ) 理由2への反論 (その1、杭の間隔或いは石や岩の大きさ)	20頁
(ロ) 理由2への反論 (その2、杭の間隔或いは石や岩の大きさ)	20頁～21頁
(ハ) 理由2への反論 (その3、杭の間隔或いは石や岩の大きさ)	21頁～22頁
(ニ) 理由2への反論 (その4、引用文献1～4について)	22頁～23頁
(ホ) 理由2への反論 (その5、引用文献1～4について)	23頁～24頁
(ヘ) 理由2への反論 (その6、本出願人の個人的事情)	24頁～26頁
(ト) 理由2への反論 (その7、河川上流や中流の土砂流下に関する法則)	26頁～27頁
5.むすび	27頁～28頁

## 【審判請求書の記述内容】

審判請求書の頁

### 1. 手続きの経緯

1 頁

本願請求が審判請求に至るまでの経過を説明しています。

### 2. 拒絶査定の要点

2 頁

(a) 本願発明が、理由 1 及び理由 2 によって拒絶査定されたことを記述しています。

(b) 上記理由 1 について「拒絶査定」の記載を引用して、簡単に説明しています。

(b) 上記理由 2 について「拒絶査定」の記載を引用して、簡単に説明しています。

### 3. 立証の趣旨

2 頁～3 頁

本願発明は、河川上流中流における土砂の流下現象を詳細に観察することによって明らかにすることが出来た新しい考え方に基づいて考案した発明です。

本願発明は、従来の発明や技術の延長による技術では無く、また、それらによって想起されたものでは無いこと、及びその発明の内容が明確であることは、本願発明の明細書及び手続補正書の及びその後の意見書において説明しましたが、理解されなかった事は残念です。

本願発明が従来に無い新しい考え方に基づくものであり、その内容も明確である事を、ここに改めて記述し、本願発明が特許されるべきものである事を明らかにします。

### 4. 本願請求が特許されるべき理由

3 頁～27 頁

#### (1) 本願請求項に係る発明が根拠とする自然現象 3 頁～12 頁

この記述は、本願発明が新しい考え方に基づくものである事を理解して頂くために必要であるので記述します。

ここで記述している河川上流中流の土砂に関する個々の現象のほとんどは、多くの人が気が付いている現象ですが、それら個々の現象を関連付けて河川上流中流の土砂に関する法則として考察記述されたことはありませんでした。その意味で、ここでの記述は従来に無い新しい考え方であると言えます。

ここでの記述は、河川上流中流の土砂に関する法則の中で、本願発明に関連する法則についてのみの記述とします。

#### (イ) 上流や中流の岸辺の自然

3 頁～4 頁

岸辺がコンクリート護岸で覆われるようになる前の河川上流や中流の岸辺の

有様は多様であり、多くの自然が残されていました。自然の岸辺の地形は様々であり、その植生も様々でした。自然の岸辺では、その地形や植生が複合していました。

#### (ロ) 上流や中流のコンクリート護岸

4頁～6頁

コンクリート護岸はその岸辺にあった大きな石や岩を流下させてしまいます。この現象は、その建設後短期間では気付かれませんが、長い期間を経過すればどのような場所であっても発生している現象です。

コンクリート護岸の建設以前であれば、岸辺に大きな石や岩があることによって、水や土砂の流下を穏やかなものにして、陸地側の土砂を守り流れの中にも多くの石や岩を止まらせていました。

コンクリート護岸によって、自然の石や岩による治水的効果の多くが失われてしまいました。

下流では効果的な方法であるコンクリート護岸は、石や岩の多い上流や中流に適した方法ではありません。

河川上流中流でのコンクリート護岸の影響については、出願当初明細書（書証甲1）の【0002】～【0005】においても記述しています。

#### (ハ) 河川上流中流の石や岩（その1）

6頁～8頁

石や岩の多い河川では上流になるほど、それぞれの場所にある石や岩の大きさが大きくなります。これは、河川上流や中流を見たことがある人なら誰でも気が付くことです。この現象は、流れの傾斜と流れる水量によってそれぞれの場所ごとにその浸食と堆積の程度が異なることによって生じています。

傾斜が強くても水量が少ない上流では、小さな土砂が侵食されて大きな石や岩が残されています。水量が多い中流では、傾斜が穏やかなので小さな土砂が多く堆積しますが大きな石や岩が流下して来ることはありません。大きな石や岩ほど流下し難く小さな土砂ほど流下し易いことによって、これらの現象が発生しています。

河川上流中流では、上述した河川の水流による普通の自然現象の他にも土砂の流下現象があります。上流や中流で時折発生する土砂崩れや土石流では、それらの土砂の大部分は、水流による通常の土砂流下の法則に従って下流に移動して行きます。でも、水流によっても移動しない巨大な石や岩が流れの中や河川敷に取り残されることがあります。それらの大きすぎる石や岩は上流ほど多くなりますが、中流でもそれを見ることがあります。

水流によって流下する様々な大きさの土砂は、それぞれの場所でその大きさの変化が連続していますが、土砂崩れや土石流によって残された巨大な石や岩は、その連続性から離れて大きい事が多いのです。

## (二) 河川上流中流の石や岩 (その2)

8頁～9頁

石や岩の多い河川では岸边に大きな石や岩があることが普通です。上流や中流で流れの岸边を維持しているのは岸边にある大きな石や岩です。大きな石や岩が集中して岸边に存在していることは多くはありませんが、大きな石や岩が岸边の所々に存在してそれらの間にそれらより小さな土砂が堆積している事は多く見られます。

大きな石や岩は規模の大きな増水の時にしか移動しません。増水の時であっても岸边は流れの中心よりもその流れが遅いのが普通ですから、流れの穏やかな岸边に至った大きな石や岩は流れの岸边でその移動を止めてしまいます。このような事情によって、岸边には大きな石や岩が多く残ることになります。

岸边にある大きな石や岩は、普通の流れの時も増水の時にも陸地側の浸食を防いでいます。

例えば、上流に極めて大きな石や岩が多くあり、その特別の景色から景勝地になっている溪谷があります。そのような場所でも大きな石や岩があるのは岸边や陸地側であって、水流のある場所の石や岩はそれらの岸边の石や岩より小さいことが普通です。

## (ホ) 河川上流中流の石や岩 (その3)

9頁～10頁

河川上流や中流のそれぞれの場所にある石や岩は、それぞれごとにその来歴が異なりその大きさやその形が様々であるのが普通です。河川の上流や中流で、岸边にある石や岩が周囲にある土砂と比べて大きな石や岩であると確実に言えたとしても、その他の土砂と比べてどの位大きいのかを説明するのは困難です。また、それらの岸边の石や岩は規則的に並べられているわけではありません。それらの事も上述(イ)の岸边の多様性の一部です。

上流や中流に石や岩が多くあり、それぞれの石や岩の大きさやその形やその存在の仕方がそれぞれに異なっていることは、自然状態の河川であればどこにでも生じている普通の現象です。そして、これらの事は岸边にある大きな石や岩の場合でも同じことです。

## (へ) 河川上流中流の石や岩 (その4)

10頁～12頁

水の流れのある場所では、大きな石や岩はその他の小さな土砂の流下を促進しています。

河川上流や中流にみられる淵はその作用によって形成されています。この現象は、水の流れる場所に大きさの異なる土砂があればどこでも発生しています。例えば、海岸の砂浜で波が海へと戻って行く時に、足元の砂が他の場所より強く流れて行くことは多くの方が経験しています。

河川の上流で両岸に岸壁が続いている谷間では、侵食が進んで川底に岩盤が露出している場合も多くあります。また、谷間が狭くて川底の侵食が激しいので淵が長く続く高千穂峡のような地形もあります。

上述(ロ)「上流や中流のコンクリート護岸」で説明した現象も同じ自然現象です。

上述(ハ)～(ヘ)「河川上流中流の石や岩(その1～4)」の記述内容は出願当初明細の【0010】～【0012】において記述しています。

#### 4.

(2) 拒絶査定理由1に対する反論 12頁～20頁

(イ) 本願請求項1に係る発明の根拠 12頁～13頁

本願発明は、上述した自然現象あるいは自然法則をその考案の根拠としています。本願発明は、コンクリート護岸があるために流下し易くなった大きな石や岩を、杭を利用して岸边に止めることにより岸边の侵食を防ぐものです。

コンクリート護岸によって石や岩が流下し易くなったとしても、上流ほど石や岩が大きくなることに変わりはありません。大きな石や岩が流れ難いことも変わりありません。岸边に大きな石や岩があれば、その岸边が侵食され難いことも変わりません。上流に石や岩が多くあり、それぞれの場所ごとにその大きさもその形も異なっている事も変わりません。コンクリート護岸が出来て変わったのは、大きな石や岩が岸边にとどまり難くなったことです。

コンクリート護岸があっても、杭を利用して大きな石や岩をとどめることが出来れば、それは最も効率的で効果的な護岸方法になります。

(ロ) 本願請求項1に係る発明 13頁～14頁

本願発明は、河川上流部及び中流部の護岸に関する発明です。これは出願当初明細書(書証甲1)【発明の名称】から明らかです。また、その【請求項1】では「～付近にある中で大きめの石や岩がその場所にとどまる事の～、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない～」と記述しています。これは、日本の河川の上流部や中流部では石や岩が多いのが普通であることを前提とした記述です。本願発明は、その設置場所を石や岩が無い場所にするを想定していません。

(ハ) 本願請求項1に係る発明における石や岩の大きさ 14頁～16頁

本願発明では、杭によって堰き止める石や岩の大きさを数値によって規定していません。だからと言って、その石や岩の大きさが曖昧だということはありません。

河川上流から中流に至るそれぞれの場所にある大きな石や岩の数はそれほど多くありません。圧倒的に多いのは大きな石や岩より小さな石や岩であり小さな

土砂です。ですから、それぞれの場所で目立った存在である大きめな石や岩を見つけ出すのは困難なことではありません。

また、平成26年5月19日提出の「意見書」(同書11～12頁)では、本出願人の地元にある「安倍川」の河川敷を実際に観察して、その河口近くと中流部のそれぞれの場所での大きめな石や岩の大きさを記述しています。

本願発明の【請求項1】に記載した内容は、誰でもが認識できる自然現象に対応したものであり、【請求項1】において石や岩の大きさを数値として示していないことは、発明の対象とするところが河川の自然の石や岩であることによる必然です。杭によってとどめる石や岩の大きさを数値的に示していないこと自体が、新しい考え方の発露であり、特許とするにふさわしい条件を備えている事の証であると言えます。上述(イ)(ロ)(ハ)の内容は、出願当初明細書(書証甲1)【0013】～【0021】においても記述しています。

## (二) 特許図書館での検索

16頁～20頁

拒絶査定理由1では、「「大きめな石や岩」、「小さな石や岩」がどの程度の大きさのものであるのか、客観的な比較対象が不明であることから、それらの大きさが明確に把握できない。」と記述してそのことをもって「～先の拒絶理由通知の理由1は依然として解消されない。」としています。

本願請求人が検索によって見出した「特許第3297906号」「半透過型砂防ダム」の発明は本願発明と極めて似通った特徴のある発明です。その発明は、砂防堰堤に縦形に設けたスリット部に、移動可能な横梁を設置して、巨礫や石礫の流失を阻止するものです。

本願発明も「特許第3297906号」「半透過型砂防ダム」の発明も共に障害物を設置することにより、石や岩或いは石礫の大きさを選別して、流下する石や岩あるいは礫の流下を阻止します。本願発明においては垂直方向の「杭」によってそれを実現し、上述の「半透過型砂防ダム」では、スリット部とスリット部に設けた横梁によってそれを実現します。

本願発明では、その場所にとどめる石や岩の大きさを「～付近にある中で大きめな石や岩が～」と記述しています。すなわち、その場所にとどめる石や岩は、付近にある中から、大きめの石や岩であると判断できたものを選び出せば良いのです。

それに対して、「半透過型砂防ダム」では、その場所からの流下を阻止する巨礫や石礫の大きさについての具体的な記述はどこにもありません。「半透過型砂防ダム」の【請求項】においても【明細書】においても、スリット部の幅や横張の間隔の基準となる巨礫や石礫や小礫の大きさも、それを決定する方法もどこにも記述されていません。

しかも、「半透過型砂防ダム」では、ダムの建設後に発生する土石流や洪水によって流下して来る巨礫や石礫の流下を阻止することになっています。本願出願人の知る限りにおいて、土石流によって発生する土砂の量や発生する巨礫や石礫の大きさを事前に知ることは出来ません。

本願発明の拒絶査定理由1では「「大きめな石や岩」、「小さな石や岩」がどの程度の大きさのものであるのか、客観的な比較対象が不明であることから、それらの大きさが明確に把握できない。」としています。それに対して、「特許第3297906号」「半透過型砂防ダム」では巨礫や石礫の大きさの基準の説明もないだけでなく、その対象とする巨礫や石礫は将来発生することが予想される巨礫や石礫なのです。

本願発明と、上述「特許第3297906号」「半透過型砂防ダム」の発明の、石や岩あるいは巨礫や石礫のどちらの大きさが明確に把握できないのでしょうか。さらに、「特許第3297906号」「半透過型砂防ダム」は既にその特許が認められているのに対して、本願発明では石や岩の大きさが明確に把握できない事を理由にしてその特許が認められていません。拒絶査定の記述は全くの「二重基準」によるものです。

#### 4.

(3) 拒絶査定の理由2に対する反論 20頁～27頁

(イ) 理由2への反論(その1、杭の間隔或いは石や岩の大きさ) 20頁

拒絶査定理由2では、「～「杭の間隔は、設置場所の石や岩の大きさを勘案して適宜設定すればいい」という程度のものであるならば、それは、～当業者が適宜設定できる設計事項であると言わざるを得ず、請求項1に係る発明は、下記引用文献1～4に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明できたものであるといわざるを得ない。」と記述されています。これは全くの誤った考えであり、明確な誤りが二つありますので、それぞれに分けて反論します。

(ロ) 理由2への反論(その2、杭の間隔或いは石や岩の大きさ)

20頁～21頁

上述(イ)に引用した拒絶査定の考え方は、本願発明がそれを設置する現場でなければ判断できない事柄を含んでいる事を指摘したものです。その部分の記述に限定するならば、その考えは正しいものです。

本願発明による杭の設置間隔を決定することは、現場でなければ判断できない事柄です。現場の状況を知る事の無い設計室で対応できることではありません。本願発明では、杭によってその場所にとどめる石や岩の大きさを、現場から離れた設計室ではなく、それぞれの現場において決定することを要求しています。

これらの事は、前述（ハ）～（ヘ）「河川上流の石や岩（その1～4）」や（イ）「本願請求項1に係る発明の根拠」において明らかにしたように、本願発明の必然であり核心的要素でもあります。

（ハ）理由2への反論（その3、杭の間隔或いは石や岩の大きさ）

21頁～22頁

拒絶査定では、護岸工事の現場での判断をあたかも無用なものとし、現場から離れた設計室での判断を正しいものと考えているようです。本願発明はそのような考え方を採用していません。

本願発明は、それぞれの河川によって異なる様々な状況に応じて対応できるだけでなく、その時々で様々な変化する土砂流下状況に応じて対応出来ます。それは、本願発明が河川上流や中流の土砂の流下の法則を理解して、それに対応して考案した発明であるからです。

前述（ハ）～（ヘ）「河川上流の石や岩（その1～4）」や（イ）「本願請求項1に係る発明の根拠」に記述した内容を現実に即して理解し判断できるのは護岸工事の現場においてだけです。本願発明の理論を現場から離れた設計室で理解できたとしても、それを実際の工事内容に反映させることは出来ません。

これらのことは、現場での実際を無視して画一的に設計されたコンクリート護岸の考え方の誤りを正すものであると言えます。本願発明が多様性のある自然の岸辺を河川に取り戻そうとしている事を考えれば、現場での判断を求めることは当然のことです。

また、工事の現場において「～設置場所の石や岩の大きさを勘案して適宜設定～」すること自体が、本願発明の新規性を明瞭に示している事柄です。

（ニ）理由2への反論（その4、引用文献1～4について）

22頁～23頁

拒絶査定では「～請求項1に係る発明は、下記引用文献1～4に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明できたものであると言わざるを得ない。」と記述していますが、これも全くの誤りです。

コンクリート護岸による上流や中流の護岸方法は、今から40～50年ほど前から盛んに行われるようになりました。それから現在に至るまで極めて多くの人々が護岸工事に関わっていました。中央や地方の役所の人々、実際の工事にあたる大小の工事会社の人々、工事を理論的に支える学者やコンサルタントの人々。

それらの人々の多さは、「IPS細胞」や「LED」その他の先端的科学技術の開発に関わる人達の人数と比べて桁違いに多いことは間違いのないことです。それにも拘らず、それらの人々の誰一人として本願発明と同様の考え方を考案することが無かったのです。

拒絶査定の前記引用文「～請求項 1 に係る発明は、～と言わざるを得ない。」の記述は事実を離れた絵空事に過ぎません。「～当業者が容易に発明できたもの～」であるならば、前出の多くの当業者の内の誰かがずっと以前に発明していたとしても不思議はないのです。しかも、護岸工事に「杭」を使用する例が江戸時代からあることは、当業者の多くが知っていたはずですが、しかし、本願発明と同様な考え方の発明はありませんでした。

拒絶査定の前記引用文「～請求項 1 に係る発明は、～と言わざるを得ない。」の記述は、拒絶査定にすることを前提にした、逆立ちした誤った理論だと言えます。拒絶査定「～当業者が容易に発明できたものであると言わざるを得ない。」との記述は、全くの誤りです。

(ホ) 理由 2 への反論 (その 5、引用文献 1～4 について)

23 頁～24 頁

上述拒絶査定の前記引用文「～請求項 1 に係る発明は、下記引用文献 1～4 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明できたものであると言わざるを得ない。」に記載された「引用文献 1～4」に対する考え方は、既に提出済の「意見書」において記述しています。平成 26 年 5 月 19 日提出の「意見書」12 頁～17 頁の「(13) 拒絶理由 (2) 「引用文献 1 について」～「(16) 拒絶理由 (2) 「引用文献 4 について」では、拒絶査定の前記引用文の考え方が間違いである事を明確に指摘しています。

また、上述「意見書」の考え方に追加して、拒絶査定の前記引用文の考え方の間違いを指摘しています。

引用文献 1～4 の何れの工法においても、その設置場所の土砂の流下に関する詳細な記述はありません。それらいずれの工法においても、土砂流下の法則を解明して新しい方法で対応させない限り、それらの工法を発展させることが出来なかったのです。

(ヘ) 理由 2 への反論 (その 6、本出願人の個人的事情)

24 頁～26 頁

本願請求人が本願発明を考案するに至った経緯を説明しています。

(ト) 理由 2 への反論 (その 7、河川上流や中流の土砂流下に関する法則)

26 頁～27 頁

本願請求人の本願発明は、上流や中流の景色の変化を年月を掛けて観察して、土砂流下の様々な法則を見出したことによって考案出来たと説明しています。

[4.(1) 本願請求項に係る発明が根拠とする自然現象]では、本願発明の根拠となる河川上流中流の土砂流下に関する法則を記述しています。それらの記述が、従来からの考え方ではない全く新しい考え方であることに御留意ください。

[4.(2) 拒絶査定理由1に対する反論]では、上述の河川上流中流の土砂流下に関する法則を根拠として本願発明が考案されたことを説明しています。また、本願発明が明確な記述をもった発明であることを説明しています。

さらには、その記述内容が曖昧である発明が既に特許として認められているのに、本願発明の内容を曖昧だとして本願発明の特許を認めないのは、二重基準であると説明しています。

[4.(3) 拒絶査定理由2に対する反論]では、拒絶査定において示されている引用文献1～4について詳細に分析して説明し、それら引用文献1～4をもってしても、本願発明を当業者が容易に発明できたものではないことを明らかにしました。

したがって、拒絶査定で理由1及び理由2で指摘された内容は全て誤りですから、本願発明は特許とすべきものであるとの審決を求めます。